

人 委 第 683 号  
平成27年10月8日

佐賀県議会議長 中 倉 政 義 様

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

### 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

別紙第1 報 告	1
1 県職員の給与等	1
2 民間給与の状況	2
3 県職員の給与と民間給与との比較	4
4 県職員と国家公務員との比較	5
5 物価及び生計費	5
6 人事院の報告及び勧告	5
7 県職員の給与制度	6
8 教職員の給与	7
9 むすび	7
(1) 本年の県職員の給与について	7
(2) 給与制度の総合的見直しについて	8
(3) 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与について	9
(4) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について	10
(5) 多彩で優秀な人材の確保・育成について	10
(6) 勤務環境の整備について	11
(7) 服務規律の確保について	14
(8) 給与勧告実施の要請について	14
(参考)	15
1 人事院の報告及び勧告の概要	16
2 平成26年地方公務員給与実態調査結果の概要	20
別紙第2 勧 告	21



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、県職員（佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の適用を受ける職員をいう。）、民間事業所の従業員並びに国及び他都道府県の職員の給与等、県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

## 1 県職員の給与等

### (1) 職員数・職員構成等

県職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。以下1・2・3において同じ。）の本年4月1日における在職者は、12,424人である。これら県職員の平均年齢は43歳10月、男女別構成は男61.8%、女38.2%、学歴別構成は大学卒81.0%、短大卒6.3%、高校卒12.7%、中学卒0.0%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである。（報告資料第1表・第2表参照）

項目		年月	
		平成27年4月	平成26年4月
職員数		3,368人	3,335人
平均年齢		43歳4月	43歳6月
平均在職年数		19年11月	20年3月
平均経験年数		21年3月	21年7月
学歴別 構成比	大学卒	70.7 %	69.8 %
	短大卒	4.2 %	4.2 %
	高校卒	25.1 %	24.1 %
	中学卒	0.0 %	1.8 %
男女別 構成比	男	73.7 %	74.5 %
	女	26.3 %	25.5 %

（注）学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

## (2) 給 与

県職員は、本年4月において、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の8種類の給料表の適用を受けているが、これら全職員の平均給与月額、給料月額353,633円、給料の調整額1,433円、教職調整額7,446円、扶養手当10,229円、地域手当233円、住居手当4,695円、通勤手当8,124円、管理職手当5,443円、左記以外の手当5,074円、計396,310円となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである。（報告資料第3表・第4表参照）

なお、人材確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が177,400円、短期大学卒業程度が157,700円、高等学校卒業程度が144,700円となっている。

項目	年月	
	平成27年4月	平成26年4月
給料月額	336,382 円	337,195 円
給料の調整額	946 円	997 円
扶養手当	11,439 円	11,883 円
地域手当	595 円	609 円
住居手当	5,013 円	4,718 円
通勤手当	9,132 円	8,941 円
管理職手当	8,298 円	8,413 円
上記以外の手当	1,238 円	1,288 円
計	373,043 円	374,044 円

## 2 民間給与の状況

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所357事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した154事業所を対象に、人事院と共同で「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者4,864人（昨年4,703人）について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。（報告資料第19表～第29表参照）

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解・協力をいただき、本年も93.5%（144事業所）と高いものとなっている。

## (2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### （初任給の状況）

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で22.9%（昨年17.3%）、高校卒で17.6%（同12.6%）となっている。そのうち大学卒では、21.8%（同15.3%）の事業所で初任給を増額、78.2%（同80.7%）の事業所で初任給を据え置き、高校卒では、37.7%（同21.0%）の事業所で初任給を増額、62.3%（同79.0%）の事業所で初任給を据え置いている。

なお、新規学卒者（事務員・技術者）の初任給の平均額は、大学卒で186,003円（昨年183,431円）、高校卒で148,279円（同148,142円）となっている。（報告資料第20表・第23表参照）

### （給与改定の状況）

次表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.7%（昨年31.6%）と昨年に比べて増加、ベースアップを中止した事業所の割合は6.5%（同12.9%）と昨年に比べて減少した。なお、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同なし）であった。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースアップ の慣行なし
係員	36.7 (31.6)	6.5 (12.9)	0.5 (-)	56.3 (55.4)
課長級	31.7 (11.4)	7.5 (16.8)	0.5 (-)	60.3 (71.8)

（注）（ ）内は平成26年調査での数値である。

次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は84.0%となっており、昨年（67.6%）に比べ増加している。昇給額については、昨年に比べ増額となっている事業所の割合は35.2%（昨年21.3%）、減額となっている事業所の割合は3.2%（同1.5%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		85.4 (73.6)	84.0 (67.6)	35.2 (21.3)	3.2 (1.5)	45.6 (44.8)	1.4 (6.0)	14.6 (26.4)
課 長 級		78.3 (64.4)	75.9 (58.2)	31.9 (17.8)	0.6 (0.7)	43.4 (39.7)	2.4 (6.2)	21.7 (35.6)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 2 定期昇給実施の内訳である「増額」、「減額」、「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。  
 3 ( )内は平成26年調査での数値である。

### 3 県職員の給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本年の県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均801円(0.22%)下回っている。

#### 民間事業従事者と県職員(行政職)との給与比較

民間給与(A)	県職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
366,664 円	365,863 円	801 円 (0.22%)

- (注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。  
 県職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額4.18月分に相当している。



#### 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期（A1）	322,149円
	上半期（A2）	323,524円
特別給の支給額	下半期（B1）	680,293円
	上半期（B2）	669,855円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.11月分
	上半期（B2/A2）	2.07月分
	年間計	4.18月分

（注）下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から7月までの期間をいう。  
備考 県職員の場合、現行の支給割合は、4.10月分である。

## 4 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成26年地方公務員給与実態調査（平成26年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.4（全国28位、九州4位）となっている。（各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考4のとおり）

## 5 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では0.6%の増、佐賀市では0.9%の増となっている。（報告資料第30表参照）

### (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では143,400円（全国158,890円）、3人世帯では167,340円（同187,120円）、4人世帯では191,260円（同215,350円）となっている。（報告資料第31表参照）

なお、上記勤労者世帯分の佐賀市における本年4月の標本調査世帯数は54世帯となっている。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。（報告及び勧告の骨子は、参考1～3のとおり）

#### (1) 本年の給与改定について

本年4月の月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円(0.36%)上回ることとなり、昨年に引き続き月例給の引上げが勧告された。月例給の改定については、俸給表の水準を平均0.4%引き上げることとされた。また、本年は、大半の職員が、4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置額を受けており、俸給表の引上げ改定を行っても、多くの職員に実際に支給される額は増加しないため、民間給与との較差がなお残ることとなる。この較差を解消するため、地域手当の全ての級地区分について、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとされた。

また、特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、昨年に引き続き民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っていたため、0.1月分引き上げ、その引上げ分は勤勉手当に配分することが勧告された。

#### (2) 給与制度の総合的見直し

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年的一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づき、本年4月から、俸給表水準を平均2%引き下げた上で、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しが3年間にわたって段階的に実施されている。

本年においては、4月に実施されている諸手当の改定のほか、前述のとおり地域手当の支給割合の改定を行うとともに、平成28年度において、諸手当の所要の改定を行うこととされた。

## 7 県職員の給与制度

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、国家公務員の給与、民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。本委員会では、これに基づき、平成18年度の給与構造改革以降、県職員の給与決定の考え方として、給与制度(給料表の構造や手当の種類・内容等)は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

## 8 教職員の給与

教職員の給与については、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るとした第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、教員の給料や諸手当等の在り方の見直しが行われ、昨年度、非常災害時等の緊急業務や部活動指導等に係る教員特殊業務手当が引き上げられるとともに、特別支援教育担当教員に係る給料の調整額が引き下げられたところである。

## 9 むすび

本委員会は、県職員、民間事業所の従業員並びに国及び他の都道府県職員の給与等、県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行った結果、県職員の勤務条件について次のような措置が必要であると考えます。

### (1) 本年の県職員の給与について

県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の給与について、本年4月時点で比較を行った結果、県職員の月例給与が民間給与を801円（0.22%）下回っていることが判明した。

給与勧告の制度は労働基本権制約の代償措置の一つであり、県職員の給与は地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則等の給与決定の諸原則により決定されるべきものである。

調査の結果、本年においては、県職員給与が民間給与を下回ることとなったため、本委員会としては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要があると判断した。

月例給の改定に当たっては、本県における年代別の給与較差の状況等を考慮し、若年層に重点を置きながら引上げを行った国の俸給表を参考にして、給料表の引上げ改定を行うこととする。また、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当及び地域手当についても、所要の改定を行うこととする。これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また特別給については、前記3(2)のとおり、県職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月下回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引き上げる必要があると判断した。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

なお、具体的に改定すべき事項は、次のとおりである。

#### ア 給料表

##### (行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均 0.3%引き上げる必要がある。

引上げに当たっては、若年層に重点を置き、初任給について民間の初任給との間に差があることを踏まえ、2,500 円引き上げる一方、高齢層が多く属する管理職層については引上げを抑制することとした。

なお、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う必要がある。

##### (行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から改定を行う必要がある。

#### イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(一)の改定状況を勘案し、医師等の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う必要がある。

#### ウ 地域手当

給与制度の総合的見直しにおいて段階的に引き上げることとした医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する地域手当については、国に準じて支給割合を 15%から 15.5%に引き上げることとする。

#### エ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.1 月分引き上げ、年間 4.20 月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、本年度については、12 月期の勤勉手当に配分し、平成 28 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

### (2) 給与制度の総合的見直しについて

本委員会は昨年度、給与の世代間配分を見直すとともに職務や勤務実績に応じた給与体系とするため、給与制度の総合的見直しを行うことを勧告し、本年4月から実施されているところである。

給与制度の総合的見直しを計画的かつ着実に推進するため、平成28年度においては、以下の改定を行うこととする。

#### ア 地域手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する地域手当については、平成28年4月1日から支給割合を16%とする。

#### イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円とする。また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円とする。

### (3) 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与について

#### ア 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に関しては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとする等が定められている。

本県においても、任命権者において、定年退職者のうち希望した者の再任用が行われている。

なお、国家公務員について、昨年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、平成23年の人事院の意見の申出を踏まえつつ、平成28年度までに定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、現在、国において検討が進められている。

本県においても、引き続き、国の検討状況を注視しながら、年金支給開始年齢に達するまでの希望者の雇用と年金の確実な接続を図っていく必要がある。

#### イ 再任用職員の給与

再任用職員の給与について、本年の人事院の報告では、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は、当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であったことから、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運営状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っ

ていくこととしている。

本県の民間事業所における再雇用者の給与水準の状況も同様であり、本委員会においても、引き続き、民間の再雇用者の給与の動向並びに国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、任命権者における今後の再任用制度の運用状況にも留意しながら、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

(4) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について

地方公務員法の改正により、任命権者においては、来年4月1日から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる新たな人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとなっている。

本委員会においても、職員の士気や組織活力の維持・向上のために、能力・実績に基づいた人事管理を推進することが重要であると考えており、従前から能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について言及してきたところである。

また、国や他の都道府県においては、新たな人事評価制度を導入し、その結果を任用、給与等へ活用しているところである。

任命権者においては、これまで取り組まれてきた人材育成を目的とした評価制度を見直し、制度設計、関係規程の整備のほか、職員への周知、制度の試行等を進めているところであり、制度の円滑かつ適切な実施について、引き続き、取組を進める必要がある。

なお、制度の公平性・透明性を確保し、信頼性を高めるため、評価に対する苦情対応の仕組みを設けることも重要である。

(5) 多彩で優秀な人材の確保・育成について

本県においては、多彩で優秀な人材を確保するため、これまでも採用試験制度の様々な改善に取り組んできたところである。特に、知事部局においては、複雑高度化する行政課題に即応できるよう多様な人材から構成される組織づくりを目指しており、これを受けて、本委員会において、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験、行政特別枠試験等、新たな採用試験を実施してきたところである。とりわけ行政特別枠試験については、民間を志望する優秀な人材に対して選択肢のひとつとして公務を考えられるよう試験内容を民間における採用試験に準じたものとする等、多彩で優秀な人材確保に一定の効果を果たしてきているところである。

一方で、例えば、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験については申込者数が平成25年度をピークに減少しており、また行政特別枠試験については試験日程の関係から民間や他の都道府県等の採用試験との併願者が多くみられるなど、今後若

年層人口の減少が見込まれる中、当分の間多くの職員が定年を迎えることを考え併せれば、職員採用を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されることである。

こうしたことから、県への就職を希望する意欲的な受験者をより多く獲得できるよう、採用活動にあたっては、例えば、先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用して県の取組や職務の魅力をより積極的に発信することが必要である。また、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験においては、移住という視点から既採用者やその家族の佐賀県の住みやすさについての声を紹介することなども有効と考えられる。

多彩で優秀な人材を確保するため、引き続き、任命権者と連携を図りながら、試験制度や募集・広報活動の改善を進めることとする。

また、多彩で優秀な人材の確保とともに育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力を開発し向上を図る研修等を実施されるとともに、特に、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れながら、保有する経験や能力を生かした育成に努めていく必要があると考える。

なお、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告においても、意欲ある女性の公務への誘致活動の強化及び意欲と能力のある女性職員の登用の促進について言及している。

また、本年9月4日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律においては、国や地方公共団体の機関は、雇用主として女性の職業生活における活躍を推進するため、定量的な数値目標を含む行動計画を定めることとなっている。

本県においては、管理職員に占める女性職員の割合は上昇傾向にあるが、今後も性別にかかわらず職員の能力が十分に活用されるようにキャリア形成及び人材育成に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

#### (6) 勤務環境の整備について

職員一人ひとりが健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

##### ア 時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務(以下「時間外勤務等」という。)の縮減の必要性を指摘してきたところである。

昨年度の一人あたりの年間時間外勤務等の時間(182.1時間)は、全体として一

昨年度（174.8時間）と比べ増加しており、平成23年度以降3年連続の増加となっている。また、年間の時間外勤務等の時間が360時間を超えた職員も644人と、一昨年度の578人から増加している。このうち年間720時間を超える職員は一昨年度と同数となっており、依然として1,200時間を超えた職員も見受けられる。また、一部の所属において長時間の時間外勤務等が常態化するなど、時間外勤務等の状況の改善は進まなかったところである。

こうしたことから、今年度は、例えば、知事部局においては、特別ノー残業デーなどの取組に加え、夏季期間における朝型勤務や22時以降の時間外勤務を原則行わないとする取組を進められており、教育委員会においては、これまで県全体あるいは教育事務所単位で開催されていた多忙化対策検討会を各市町で開催するなど新たな対策を講じられているところである。

任命権者は、引き続き、これまでの時間外勤務等の縮減の取組を検証し、任命権者自らが強力なリーダーシップを一層発揮し、管理職員に対する意識改革、業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなどこれまで以上により実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

本委員会としては、今後の時間外勤務等の状況を注視していくこととする。

また、年次休暇については、全体として職員一人当たりの取得日数は、昨年は9.8日となっている。今後も、任命権者においては、職員の年間業務の繁閑を考慮した上で、年次休暇の取得促進を行うなどの対策をさらに進めていく必要がある。

## イ 職員の健康管理

昨年度における30日以上 of 長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、140人であり、全職員の1.1%となっており、一昨年度と同じ状況となっている。その割合は、長期の病気休暇取得者が42.8%、病気休職者については、71.6%にのぼる。

また、昨年度の長時間勤務者への医師の面接指導状況をみると、1年間に1回以上月100時間を超える長時間勤務を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で89.8%、警察本部で46.1%となっており、前年度に比べ増加している。一方、教育委員会については、一昨年度の7.3%から3.9%に減少している。

任命権者においては、時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進に一層努めるとともに、引き続き長時間勤務者に対する積極的な面接指導、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催等安全衛生管理体制の整備・充実に努め実効性が担保されるようこれまで以上に意を配していく必要がある。

また、管理職員においては、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに不調者を見逃さないように努め、不調者を発見した場合には速



やかに、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応することができるようにしていく必要がある。

なお、労働安全衛生法等の改正によりストレスチェック制度が創設されたところであり、これを活用し職員の健康管理の意識向上に努める必要がある。

#### ウ 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における責任を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発等をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、制度の充実を図られてきたところである。

知事部局においては、ICTを活用した在宅勤務等のテレワークや出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指すなど男性職員の育児参加を推進されているところである。なお、男性職員の育児休業は、ほとんど取得されていない状況である。

任命権者においては、男性職員が積極的に育児参加できるよう、対象職員の業務の遂行方法、業務分担や人員配置の変更等の必要な措置を積極的に講ずるよう管理職員の意識改革を行う必要がある。

なお、人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することを勧告したところであり、この制度の趣旨や本県におけるこれまでのワーク・ライフ・バランスの取組状況及び国や他の都道府県の状況等を踏まえ対応していく必要がある。

#### エ 働きやすい職場環境の確保

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）やパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）は、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の健康を害し、職員の能力の発揮を阻害するほか、職員に対する県民からの信用を著しく失墜させ、県行政の公正円滑な運営に著しい支障が生じることにもつながる行為である。

セクハラ・パワハラ防止及び排除は重要な課題であり、任命権者においては、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインの策定やセクハラに関する全職員向けの研修を実施するなど、働きやすい職場環境の整備に努められてきたところである。

今後も引き続き、セクハラ・パワハラに対する全職員の理解を促進し、発生防止に努める必要がある。

なお、セクハラ・パワハラは顕在化しない場合も多くあると考えられるため、任命権者においては、引き続き、相談体制の一層の充実や相談窓口の職員への周知徹底など、職員にとって相談しやすい環境の整備に取り組む必要がある。

(7) 服務規律の確保について

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行われているが、懲戒処分に至る事例は依然として発生している。一部の職員による公務員としての自覚を欠く非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

任命権者においては、非違行為を行った職員に対して厳正な処分・指導を行うことはもとより、その事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発の実施など実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めてもらいたい。

(8) 給与勧告実施の要請について

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに昨年に引き続き引上げを行うこととした。

本委員会は、県職員の給与を決定するうえで、給与制度は公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本とすることが、県民の理解を得られる給与の実現のみならず、困難な職務に精励する県職員がその意欲を保持しつつ安んじて職務に専念できる環境の整備や、多彩で優秀な人材を確保することにつながり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深いご理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考)

## 1 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は次のとおりである。

(参考1) 給与勧告の骨子(16~17頁)

(参考2) 勤務時間に関する勧告の骨子(18頁)

(参考3) 公務員人事管理に関する報告の骨子(19頁)

## 2 平成26年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した平成26年地方公務員給与実態調査(平成26年4月1日現在)の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

(参考4) 都道府県のラスパイレス指数の状況(20頁)

(参考1)

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]  
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## Ⅲ 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充  
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる  
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合に相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

( 参考 4 )

都道府県のラスパイレス指数の状況 (平成26年)

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	95.7
2	青森県	99.1
3	岩手県	98.3
4	宮城県	99.8
5	秋田県	101.6
6	山形県	100.6
7	福島県	100.7
8	茨城県	101.3
9	栃木県	101.7
10	群馬県	101.1
11	埼玉県	101.6
12	千葉県	101.3
13	東京都	102.5
14	神奈川県	99.7
15	新潟県	100.2
16	富山県	98.9
17	石川県	99.9
18	福井県	99.3
19	山梨県	100.3
20	長野県	98.6
21	岐阜県	98.5
22	静岡県	102.7
23	愛知県	102.9
24	三重県	101.8
25	滋賀県	100.7

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
26	京都府	98.7
27	大阪府	99.6
28	兵庫県	97.8
29	奈良県	100.7
30	和歌山県	100.2
31	鳥取県	91.8
32	島根県	97.6
33	岡山県	99.7
34	広島県	100.0
35	山口県	100.7
36	徳島県	99.3
37	香川県	98.0
38	愛媛県	98.9
39	高知県	98.2
40	福岡県	101.8
41	佐賀県	99.4
42	長崎県	98.9
43	熊本県	100.5
44	大分県	100.0
45	宮崎県	97.7
46	鹿児島県	97.2
47	沖縄県	98.7

「平成26年地方公務員給与実態調査」より

(注1) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

(注2) 財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 2 号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 3 号）を改正することを勧告する。

### 1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

#### ( 1 ) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

#### ( 2 ) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 413,300 円とすること。

##### イ 勤勉手当

#### (ア) 再任用職員以外の職員

##### a 平成 27 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.85 月分（特定幹部職員にあっては、1.05 月分）とすること。

##### b 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.80 月分（特定幹部職員にあっては、1.00 月分）とすること。

#### (イ) 再任用職員

##### a 平成 27 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.4 月分（特定幹部職員にあっては 0.5 月分）とすること。

##### b 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.375 月分（特定幹部職員にあっては 0.475 月分）とすること。

### 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

#### ( 1 ) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

- ( 2 ) 特定任期付職員の期末手当
  - ア 平成 27 年 12 月期の支給割合  
期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。
  - イ 平成 28 年 6 月期以降の支給割合  
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.575 月分とすること。
  
- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正
  - ( 1 ) 給料表  
現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。
  - ( 2 ) 期末手当
    - ア 平成 27 年 12 月期の支給割合  
期末手当の割合を 1.6 月分とすること。
    - イ 平成 28 年 6 月期以降の支給割合  
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.575 月分とすること。
  
- 4 改定の実施時期  
この改定は平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の ( 2 ) のイの ( ア ) の a 及び ( イ ) の a、2 の ( 2 ) のア並びに 3 の ( 2 ) のアについては平成 27 年 12 月 1 日から、1 の ( 2 ) のイの ( ア ) の b 及び ( イ ) の b、2 の ( 2 ) のイ並びに 3 の ( 2 ) のイについては平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。

# 別記第1

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,600	193,700	230,500	264,600	291,400	322,200	367,200	413,600	464,700
	2	143,800	195,500	232,100	266,700	293,600	324,400	369,900	416,000	467,800
	3	145,000	197,300	233,700	268,500	296,000	326,800	372,400	418,600	470,900
	4	146,100	199,200	235,300	270,600	298,200	329,000	375,100	421,000	473,900
	5	147,200	200,800	236,800	272,600	300,300	331,300	377,200	422,900	477,000
	6	148,400	202,600	238,600	274,500	302,600	333,400	379,700	425,300	480,000
	7	149,500	204,500	240,100	276,500	305,000	335,600	382,100	427,400	483,100
	8	150,600	206,300	241,700	278,700	307,300	337,900	384,600	429,600	486,200
	9	151,700	208,000	243,200	280,800	309,400	340,000	387,100	431,700	489,000
	10	153,100	209,900	244,800	282,900	311,800	342,200	389,900	433,800	492,100
	11	154,500	211,700	246,400	285,000	314,000	344,400	392,500	435,900	495,200
	12	155,800	213,500	247,900	287,100	316,400	346,600	395,300	438,100	498,300
	13	157,100	214,900	249,500	289,200	318,600	348,600	397,700	439,800	501,100
	14	158,600	216,800	251,000	291,300	320,700	350,700	400,100	441,600	503,400
	15	160,200	218,500	252,400	293,300	323,000	352,800	402,300	443,700	505,800
	16	161,800	220,300	253,800	295,500	325,100	354,800	404,700	445,700	508,100
	17	163,100	222,100	255,400	297,500	327,200	356,800	406,600	447,600	510,200
	18	164,600	223,800	257,200	299,600	329,300	358,800	408,600	449,500	511,700
	19	166,200	225,400	258,900	301,700	331,400	360,600	410,500	451,300	513,200
	20	167,700	227,100	260,800	303,700	333,500	362,500	412,400	453,000	514,600
	21	169,100	228,600	262,500	305,900	335,500	364,600	414,300	454,800	515,800
	22	171,900	230,300	264,300	308,000	337,600	366,500	416,100	456,400	517,200
	23	174,500	231,900	266,200	310,000	339,700	368,500	417,900	457,800	518,800
	24	177,200	233,600	267,900	312,200	341,800	370,500	419,900	459,300	520,300
	25	179,900	235,000	269,900	314,000	343,400	372,500	421,700	460,700	521,400
	26	181,600	236,500	271,900	316,200	345,400	374,400	423,200	462,100	522,500
	27	183,400	238,100	273,700	318,300	347,300	376,500	424,800	463,400	523,800
	28	185,100	239,400	275,600	320,300	349,200	378,500	426,400	464,600	525,000
	29	186,600	240,700	277,400	322,400	351,000	380,000	428,000	465,600	526,000
	30	188,500	241,900	279,300	324,400	352,900	381,900	429,300	466,300	526,900
	31	190,300	243,000	281,200	326,500	354,800	383,700	430,600	467,100	527,800
	32	192,000	244,300	283,100	328,700	356,700	385,300	431,900	467,800	528,700
	33	193,700	245,600	284,800	330,200	358,600	387,100	433,100	468,600	529,500
	34	195,200	246,900	286,700	332,200	360,400	388,600	434,400	469,400	530,500
	35	196,700	248,100	288,600	334,200	362,300	390,100	435,700	470,100	531,200
	36	198,200	249,500	290,500	336,300	364,000	391,700	437,000	470,700	531,700
	37	199,600	250,500	292,200	338,200	365,400	393,100	438,200	471,200	532,400
	38	200,900	251,900	294,000	340,200	366,800	394,400	439,000	471,800	533,000
	39	202,200	253,400	295,800	342,200	368,200	395,600	439,800	472,400	533,800
	40	203,500	255,000	297,600	344,200	369,600	396,700	440,600	473,000	534,400

41	204,900	256,400	299,400	346,100	370,900	397,800	441,200	473,500	534,900
42	206,200	257,800	301,100	348,000	371,800	399,000	441,900	474,000	
43	207,500	259,200	302,800	349,900	373,000	400,300	442,600	474,500	
44	208,800	260,700	304,400	351,800	374,100	401,400	443,400	474,800	
45	210,100	261,900	306,200	353,300	374,900	402,100	444,200	475,100	
46	211,400	263,200	307,900	354,700	375,800	402,800	445,000		
47	212,700	264,600	309,500	356,300	376,700	403,500	445,400		
48	214,000	266,100	311,300	357,800	377,700	404,200	446,100		
49	215,100	267,400	312,500	359,400	378,600	404,800	446,600		
50	216,300	268,500	314,000	360,200	379,400	405,400	447,000		
51	217,300	269,800	315,500	361,500	380,200	406,000	447,400		
52	218,400	271,100	317,200	362,500	381,000	406,400	447,800		
53	219,500	272,300	318,800	363,400	381,700	406,800	448,200		
54	220,500	273,400	320,400	364,500	382,400	407,100	448,600		
55	221,500	274,700	322,100	365,400	383,100	407,400	449,000		
56	222,500	276,000	323,600	366,600	383,900	407,700	449,400		
57	223,200	277,200	325,100	367,500	384,400	408,000	449,700		
58	224,100	278,200	326,300	368,200	385,000	408,300	450,100		
59	225,000	279,300	327,600	368,900	385,600	408,600	450,400		
60	225,900	280,400	328,800	369,600	386,300	408,900	450,700		
61	226,700	281,600	329,500	370,000	386,700	409,200	451,000		
62	227,700	282,700	330,400	370,600	387,400	409,500			
63	228,600	283,600	331,200	371,300	388,000	409,800			
64	229,500	284,600	332,000	372,100	388,600	410,100			
65	230,200	285,400	333,000	372,400	389,100	410,400			
66	231,100	286,300	333,400	373,100	389,700	410,700			
67	232,000	287,000	334,100	373,800	390,300	411,000			
68	233,200	287,900	334,900	374,500	390,900	411,300			
69	234,000	289,000	335,700	374,800	391,300	411,500			
70	234,700	289,800	336,400	375,400	391,800	411,800			
71	235,400	290,600	337,100	376,100	392,300	412,200			
72	236,200	291,400	337,800	376,700	392,900	412,500			
73	237,000	292,200	338,300	377,000	393,200	412,700			
74	237,700	292,700	339,000	377,700	393,600	413,000			
75	238,500	293,100	339,500	378,400	394,000	413,300			
76	239,200	293,600	340,100	379,000	394,500	413,500			
77	239,900	293,800	340,400	379,400	394,800	413,700			
78	240,700	294,200	340,900	379,900	395,100				
79	241,500	294,400	341,300	380,500	395,400				
80	242,300	294,800	341,800	381,000	395,700				
81	243,000	295,000	342,200	381,500	395,900				
82	243,800	295,200	342,700	382,100	396,200				
83	244,500	295,600	343,200	382,600	396,500				
84	245,200	295,900	343,700	382,900	396,700				

85	245,900	296,200	344,000	383,400	396,900				
86	246,600	296,500	344,500	383,900	397,200				
87	247,300	296,800	345,000	384,300	397,500				
88	248,000	297,200	345,400	384,700	397,700				
89	248,700	297,500	345,700	385,100	397,900				
90	249,300	297,900	346,100	385,600	398,200				
91	249,800	298,200	346,600	386,000	398,500				
92	250,300	298,600	347,000	386,400	398,700				
93	250,600	298,700	347,200	386,700	398,900				
94		298,900	347,600	387,200					
95		299,400	348,100	387,600					
96		299,800	348,500	388,000					
97		300,000	348,600	388,300					
98		300,300	349,100	388,900					
99		300,700	349,500	389,300					
100		301,100	349,900	389,700					
101		301,300	350,200	390,000					
102		301,600	350,600						
103		302,000	351,000						
104		302,300	351,400						
105		302,500	351,900						
106		302,800	352,300						
107		303,200	352,700						
108		303,500	353,100						
109		303,700	353,600						
110		304,100	354,000						
111		304,500	354,300						
112		304,800	354,600						
113		305,000	355,100						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
再任用 職員	186,900	214,500	258,700	278,400	293,800	319,000	361,400	395,100	447,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	166,200	182,100	209,100	249,800	294,700	322,100	350,800	386,400	428,500
	2	167,900	183,900	211,200	251,600	296,900	324,300	353,000	388,700	430,300
	3	169,700	185,700	213,200	253,400	299,000	326,600	355,300	390,800	432,300
	4	171,500	187,600	215,200	255,300	301,400	328,900	357,600	392,900	434,200
	5	173,000	189,500	217,300	257,000	303,300	331,200	359,700	394,900	435,600
	6	174,900	191,800	219,300	258,800	305,600	333,500	361,800	396,900	437,400
	7	176,800	194,200	221,400	260,500	307,800	335,800	364,100	398,700	439,000
	8	178,700	196,500	223,300	262,200	310,000	338,100	366,300	400,600	440,500
	9	180,400	198,800	225,400	263,600	312,100	340,100	368,200	402,400	442,100
	10	182,200	201,400	227,300	265,200	314,300	342,400	370,500	404,400	443,900
	11	183,900	203,900	229,100	266,600	316,700	344,700	372,600	406,500	445,500
	12	185,600	206,500	230,900	268,000	318,900	347,000	374,800	408,600	447,100
	13	187,600	208,900	232,900	269,600	321,000	349,100	377,100	410,300	448,200
	14	189,700	210,800	234,800	271,000	323,400	351,300	379,200	412,500	449,900
	15	191,800	212,600	236,700	272,200	325,600	353,500	381,500	414,500	451,700
	16	194,000	214,400	238,700	273,500	328,000	355,700	383,600	416,600	453,500
	17	196,200	216,400	240,300	274,600	329,900	357,900	385,400	418,400	455,100
	18	198,700	218,300	242,100	276,000	332,200	359,900	387,500	420,100	457,000
	19	201,100	220,200	244,000	277,500	334,400	362,100	389,400	421,800	458,800
	20	203,500	222,100	245,800	279,000	336,700	364,200	391,400	423,400	460,500
	21	206,100	223,800	247,400	280,300	338,900	366,300	393,200	425,200	462,200
	22	207,900	225,600	248,800	281,700	340,900	368,400	395,400	426,800	463,900
	23	209,700	227,500	250,100	283,300	343,000	370,400	397,500	428,200	465,500
	24	211,600	229,300	251,400	284,800	345,100	372,600	399,500	429,700	467,300
	25	213,500	231,000	252,700	286,000	347,100	374,500	401,300	431,100	468,900
	26	215,300	232,800	254,000	288,000	349,200	376,500	403,300	432,500	470,300
	27	217,200	234,500	255,400	290,100	351,300	378,600	405,400	434,000	471,800
	28	218,900	236,200	256,600	292,100	353,300	380,600	407,600	435,600	473,100
	29	220,800	237,600	257,800	294,200	355,600	382,500	409,100	437,000	474,400
	30	222,700	239,500	258,900	296,200	357,700	384,700	410,900	438,700	475,100
	31	224,500	241,300	260,300	298,100	359,700	386,800	412,700	440,400	475,800
	32	226,300	243,100	261,400	300,100	361,900	388,900	414,400	442,000	476,500
	33	228,100	244,600	262,300	301,900	363,600	390,800	416,100	443,500	477,000
	34	229,800	246,100	263,500	303,700	365,600	392,900	417,600	445,200	477,800
	35	231,500	247,400	264,600	305,700	367,600	395,100	419,300	446,900	478,500
	36	233,300	248,800	265,900	307,600	369,700	397,000	420,800	448,500	479,100
	37	234,700	250,200	266,900	309,400	371,600	398,700	422,100	450,000	479,400
	38	236,500	251,500	268,100	311,400	373,800	400,300	423,600	450,700	480,000
	39	238,400	252,700	269,200	313,300	375,800	401,600	425,200	451,400	480,600
	40	240,200	253,900	270,200	315,100	377,900	403,000	426,700	452,100	481,100

41	241,600	255,200	271,500	317,100	379,900	404,200	428,200	452,500	481,600
42	243,000	256,400	273,000	318,900	382,000	405,300	429,500	453,100	482,000
43	244,400	257,500	274,300	320,800	384,200	406,400	430,900	453,800	482,400
44	245,600	258,600	275,500	322,800	386,200	407,400	432,100	454,400	482,800
45	246,900	259,700	276,700	324,600	387,900	408,600	433,100	455,200	483,100
46	248,000	260,900	278,300	326,500	389,700	409,800	433,800	456,000	
47	249,100	262,000	279,900	328,500	391,300	410,900	434,600	456,500	
48	250,000	263,200	281,500	330,300	393,000	412,200	435,400	457,000	
49	250,900	264,200	283,400	331,900	394,500	413,500	435,900	457,500	
50	252,000	265,400	285,100	333,600	395,500	414,300	436,300	457,800	
51	253,200	266,600	286,800	335,200	396,500	415,100	436,700	458,100	
52	254,300	267,700	288,500	336,900	397,500	415,800	437,100	458,500	
53	255,400	268,900	290,000	338,700	398,800	416,300	437,400	458,900	
54	256,600	270,000	291,800	340,400	399,900	417,100	437,800	459,100	
55	257,600	271,500	293,500	342,200	401,100	417,800	438,100	459,400	
56	258,800	272,700	295,400	344,000	402,300	418,400	438,400	459,600	
57	259,900	273,800	297,000	345,300	403,600	419,100	438,700	460,000	
58	261,000	275,400	298,700	347,000	404,400	419,500	439,000	460,200	
59	261,800	277,000	300,600	348,600	405,200	420,100	439,300	460,400	
60	262,800	278,600	302,400	350,300	406,000	420,700	439,600	460,600	
61	263,900	280,200	303,900	351,900	406,500	421,100	439,900	461,000	
62	265,000	281,800	305,800	353,600	407,200	421,700	440,200		
63	266,200	283,500	307,600	355,400	407,900	422,200	440,500		
64	267,200	285,100	309,300	357,100	408,600	422,800	440,800		
65	268,300	286,600	310,900	358,700	408,900	423,300	441,100		
66	269,500	288,000	312,600	360,300	409,600	423,900	441,400		
67	270,800	289,600	314,200	362,000	410,300	424,300	441,700		
68	272,200	291,100	315,900	363,600	410,900	424,800	442,000		
69	273,400	292,700	317,600	364,800	411,400	425,200	442,200		
70	274,800	294,300	319,000	366,200	411,900	425,500	442,500		
71	276,200	295,900	320,500	367,600	412,500	425,800	442,800		
72	277,700	297,500	322,100	369,000	413,000	426,100	443,200		
73	279,000	298,800	323,100	370,200	413,500	426,400	443,400		
74	280,400	300,300	324,700	371,400	413,900	426,700	443,700		
75	281,800	301,800	326,200	372,800	414,400	427,000	444,000		
76	283,200	303,300	328,000	374,100	414,900	427,300	444,300		
77	284,400	304,400	329,800	375,400	415,400	427,500	444,500		
78	285,600	306,000	331,500	376,600	415,900	427,800			
79	286,800	307,400	333,200	377,900	416,500	428,200			
80	287,900	308,900	334,800	379,100	417,100	428,500			
81	289,300	310,400	336,500	380,300	417,500	428,700			
82	290,500	311,900	338,200	381,500	418,100	429,000			
83	291,800	313,200	339,900	382,600	418,600	429,300			
84	293,100	314,600	341,600	383,900	418,800	429,500			

85	294,400	315,800	343,000	385,000	419,100	429,700
86	295,600	317,400	344,600	385,600	419,600	430,000
87	296,800	318,700	346,100	386,100	419,900	430,300
88	298,000	320,200	347,600	386,700	420,200	430,500
89	299,100	321,800	348,900	387,300	420,500	430,700
90	300,400	323,300	350,200	387,900	420,900	431,000
91	301,500	324,700	351,500	388,500	421,300	431,300
92	302,700	326,200	352,800	389,200	421,700	431,500
93	303,500	327,600	354,200	389,500	422,000	431,700
94	304,800	328,900	355,800	390,000	422,500	
95	306,000	330,300	357,300	390,600	422,900	
96	307,300	331,600	358,800	391,100	423,300	
97	308,400	332,800	360,100	391,500	423,600	
98	309,600	334,200	361,400	391,900	424,000	
99	310,900	335,500	362,500	392,500	424,400	
100	312,100	336,800	363,700	393,000	424,800	
101	313,300	338,200	364,800	393,400	425,100	
102	314,300	339,200	365,900	393,900		
103	315,400	340,300	367,100	394,600		
104	316,500	341,500	368,300	395,100		
105	317,300	342,600	369,500	395,400		
106	317,900	343,700	370,000	395,800		
107	318,500	344,800	370,600	396,300		
108	319,200	345,900	371,200	396,600		
109	319,700	347,100	371,800	396,900		
110	320,200	348,100	372,400	397,400		
111	320,700	349,100	372,900	397,900		
112	321,300	350,100	373,400	398,400		
113	322,200	351,000	373,800	398,700		
114	322,900	351,900	374,200	399,200		
115	323,600	352,900	374,800	399,700		
116	324,300	353,900	375,300	400,300		
117	324,900	354,900	375,700	400,600		
118	325,700	355,500	376,200	401,100		
119	326,400	356,100	376,800	401,600		
120	327,200	356,700	377,300	402,100		
121	327,900	357,000	377,400	402,500		
122	328,200	357,400	378,100	403,000		
123	328,700	357,900	378,600	403,400		
124	329,200	358,300	379,000	403,900		
125	329,500	358,700	379,500	404,300		
126		359,100	380,000			
127		359,600	380,500			
128		360,000	381,000			



	129		360,400	381,300						
	130		360,900	381,800						
	131		361,300	382,300						
	132		361,700	382,800						
	133		361,900	383,100						
	134		362,400	383,700						
	135		362,800	384,100						
	136		363,100	384,500						
	137		363,400	384,800						
	138		363,800	385,300						
	139		364,300	385,800						
	140		364,800	386,300						
	141		365,100	386,600						
	142		365,600							
	143		366,100							
	144		366,700							
	145		367,000							
再任用 職員		240,500	252,200	256,500	292,600	309,400	323,800	347,200	382,900	415,000

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,800	193,300	281,400	334,500	393,400
	2	143,900	195,900	283,900	336,700	396,400
	3	145,100	198,300	286,300	339,000	399,200
	4	146,200	200,800	288,900	341,100	402,100
	5	147,300	203,300	291,200	343,000	404,400
	6	148,700	205,700	293,400	345,200	407,200
	7	150,000	208,000	295,600	347,300	409,900
	8	151,300	210,300	297,600	349,400	412,700
	9	152,400	212,400	299,900	351,400	415,300
	10	154,200	214,700	302,600	353,400	417,900
	11	155,800	217,200	305,300	355,600	420,700
	12	157,400	219,500	308,100	357,600	423,500
	13	158,900	221,800	310,600	359,700	426,200
	14	160,900	224,200	313,200	361,700	428,900
	15	162,800	226,700	315,800	363,600	431,800
	16	164,800	229,100	318,700	365,500	434,500
	17	166,700	231,400	321,300	367,500	437,100
	18	168,900	234,300	323,600	369,400	439,700
	19	171,200	237,200	325,800	371,300	442,200
	20	173,300	240,200	328,100	373,400	444,900
	21	175,500	242,700	330,400	375,000	447,400
	22	178,000	245,500	332,400	377,000	450,100
	23	180,300	248,000	334,500	379,000	452,700
	24	182,700	250,800	336,600	380,900	455,200
	25	184,800	253,500	338,800	382,500	457,500
	26	187,000	256,000	340,700	384,300	459,800
	27	189,200	258,300	342,500	386,200	462,400
	28	191,300	260,700	344,500	388,100	464,900
	29	193,400	263,400	346,500	390,000	467,400
	30	195,200	265,600	348,200	391,900	470,000
	31	197,000	267,600	349,900	393,800	472,500
	32	198,800	269,700	351,600	395,800	475,100
	33	200,600	271,700	353,000	397,400	477,400
	34	202,500	273,700	354,400	399,200	479,800
	35	204,500	275,800	356,000	400,900	482,300
	36	206,400	277,900	357,500	402,700	484,800
	37	208,100	279,800	358,800	403,900	487,300
	38	210,100	281,300	360,200	405,400	489,800
	39	212,000	282,800	361,700	406,900	492,200
	40	213,900	284,300	363,100	408,300	494,800

41	215,900	285,700	364,000	409,700	497,100
42	217,800	286,800	365,100	411,000	499,400
43	219,700	287,800	366,300	412,600	501,600
44	221,700	288,900	367,500	414,200	503,800
45	223,400	289,700	368,700	415,600	505,600
46	225,300	290,900	369,900	416,900	507,100
47	227,200	292,200	371,200	418,500	508,700
48	229,000	293,400	372,400	420,100	510,200
49	230,700	294,900	373,500	421,400	512,000
50	232,600	296,200	374,800	422,900	513,400
51	234,300	297,300	376,100	424,400	514,800
52	236,000	298,500	377,400	425,800	516,300
53	237,500	299,800	378,200	427,200	517,400
54	239,400	301,000	379,200	428,700	518,700
55	241,100	302,300	380,100	430,100	519,900
56	242,700	303,500	381,100	431,500	521,100
57	244,300	304,600	381,900	432,600	522,000
58	245,500	305,900	382,700	434,000	523,000
59	246,600	307,100	383,500	435,400	524,100
60	247,700	308,300	384,200	436,700	525,100
61	248,900	309,300	384,800	437,500	526,200
62	250,100	310,400	385,500	438,400	527,100
63	251,100	311,600	386,400	439,500	527,800
64	252,200	312,700	387,300	440,400	528,500
65	253,400	313,700	387,900	441,300	529,300
66	254,600	314,800	388,700	442,100	530,200
67	255,700	315,900	389,600	442,700	531,000
68	256,700	317,000	390,400	443,500	531,800
69	257,700	318,100	391,000	443,900	532,500
70	259,100	319,100	391,700	444,500	533,300
71	260,700	320,200	392,400	445,100	534,100
72	262,100	321,300	393,100	445,600	534,900
73	263,500	322,200	393,800	446,100	535,600
74	264,900	323,200	394,500		
75	266,400	324,300	395,100		
76	267,700	325,400	395,800		
77	268,800	326,500	396,500		
78	270,000	327,600	397,100		
79	271,400	328,500	397,700		
80	272,600	329,400	398,300		
81	274,000	330,500	398,900		
82	275,300	331,300	399,500		
83	276,600	332,000	400,200		
84	277,900	332,800	400,800		
85	279,100	333,400	401,300		
86	280,200	333,900	401,800		

	87	281,500	334,400	402,300		
	88	282,800	334,900	403,000		
	89	283,800	335,200	403,400		
	90	285,000	335,700			
	91	286,200	336,200			
	92	287,400	336,700			
	93	288,500	337,000			
	94	289,500	337,400			
	95	290,500	337,900			
	96	291,500	338,400			
	97	292,100	339,000			
	98	293,000	339,500			
	99	293,800	340,000			
	100	294,700	340,500			
	101	295,600	341,000			
	102	296,300	341,500			
	103	297,000	342,000			
	104	297,700	342,500			
	105	298,400	343,000			
	106	298,900	343,400			
	107	299,500	343,900			
	108	300,000	344,400			
	109	300,200	344,900			
	110	300,600	345,300			
	111	300,900	345,800			
	112	301,200	346,200			
	113	301,500	346,700			
	114	301,800	347,100			
	115	302,100	347,600			
	116	302,400	348,000			
	117	302,700	348,500			
	118	303,100	348,900			
	119	303,400	349,300			
	120	303,800	349,800			
	121	304,100	350,200			
再任用 職員		216,800	262,200	287,400	330,600	389,500

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500	

41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	

	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	147,600	186,200	222,200	248,800	282,100	330,800	376,000
	2	149,100	187,900	223,800	250,300	284,200	332,800	378,700
	3	150,500	189,500	225,400	251,500	286,400	335,100	381,400
	4	151,900	191,100	227,100	252,900	288,700	337,300	384,100
	5	153,100	192,600	228,500	254,100	290,900	339,400	386,500
	6	155,000	194,300	230,100	255,400	293,000	341,600	389,300
	7	156,700	195,900	231,600	256,600	295,200	343,700	391,900
	8	158,400	197,400	233,300	257,900	297,400	346,000	394,700
	9	160,200	199,100	234,600	259,200	299,500	348,000	396,800
	10	161,900	200,800	236,100	260,300	301,700	350,200	399,100
	11	163,600	202,400	237,500	261,400	303,800	352,400	401,400
	12	165,500	204,100	238,900	262,400	306,100	354,500	403,600
	13	167,000	205,800	240,600	263,700	308,300	356,300	405,700
	14	168,900	207,400	242,000	265,300	310,300	358,300	407,800
	15	171,000	209,000	243,200	267,000	312,500	360,200	409,800
	16	172,900	210,700	244,700	268,500	314,500	362,300	411,900
	17	174,800	212,200	245,900	270,100	316,800	364,200	413,800
	18	176,800	213,800	247,100	272,000	318,800	366,200	415,800
	19	178,600	215,600	248,300	273,800	320,900	368,300	417,700
	20	180,500	217,300	249,700	275,700	323,100	370,300	419,900
	21	182,500	218,600	251,100	277,600	325,000	372,200	421,700
	22	184,000	220,100	252,100	279,400	327,000	374,200	423,300
	23	185,500	221,600	253,200	281,200	329,000	376,300	425,000
	24	187,000	223,100	254,300	283,100	331,000	378,500	426,500
	25	188,700	224,500	255,600	284,900	333,100	379,900	428,000
	26	190,200	225,900	257,100	286,800	335,000	381,700	429,300
	27	191,700	227,300	258,500	288,800	337,000	383,600	430,600
	28	193,200	228,600	260,000	290,600	339,100	385,300	432,000
	29	194,700	230,000	261,600	292,600	340,700	387,100	433,300
	30	196,000	231,400	263,300	294,600	342,500	388,600	434,500
	31	197,300	233,000	265,000	296,400	344,300	390,300	435,700
	32	198,700	234,400	266,800	298,300	346,100	392,000	436,800
	33	200,100	235,800	268,300	300,200	347,800	393,300	438,100
	34	201,500	237,100	270,100	301,900	349,600	394,700	439,300
	35	202,900	238,300	271,900	303,700	351,600	396,000	440,500
	36	204,400	239,600	273,700	305,600	353,400	397,200	441,700
	37	205,500	241,000	275,200	307,100	355,200	398,300	443,000
	38	206,800	242,300	277,000	308,800	357,000	399,500	443,900
	39	208,100	243,600	278,700	310,600	358,600	400,700	444,300
	40	209,400	244,900	280,400	312,200	360,300	401,800	445,000



41	210,700	246,200	282,100	314,000	361,600	402,600	445,500
42	211,900	247,500	283,800	315,700	362,700	403,400	445,900
43	213,100	248,700	285,500	317,400	363,900	404,200	446,300
44	214,300	249,900	287,200	319,100	365,100	405,000	446,700
45	215,600	251,100	288,900	320,300	366,300	405,400	447,100
46	216,700	252,500	290,600	321,800	367,200	406,100	447,500
47	217,700	254,000	292,300	323,300	368,400	406,600	447,900
48	218,800	255,600	294,000	324,900	369,500	407,000	448,200
49	219,800	257,200	295,400	326,300	370,500	407,400	448,500
50	220,800	258,600	297,000	327,700	371,500	407,700	448,900
51	221,800	260,000	298,500	328,900	372,600	408,000	449,200
52	222,800	261,500	300,200	330,200	373,600	408,300	449,600
53	223,500	262,600	301,600	331,300	374,400	408,600	449,900
54	224,400	264,000	303,100	332,300	375,200	408,900	
55	225,200	265,400	304,500	333,500	376,100	409,200	
56	226,200	266,900	306,100	334,500	377,000	409,500	
57	227,000	267,900	307,400	335,000	377,500	409,800	
58	227,900	269,200	308,600	335,900	378,400	410,100	
59	228,700	270,500	309,800	336,700	379,200	410,400	
60	229,500	271,900	311,300	337,600	380,000	410,800	
61	230,400	272,900	312,600	338,400	380,400	411,000	
62	231,300	274,100	313,800	338,800	381,100	411,400	
63	232,300	275,400	315,100	339,400	381,800	411,700	
64	233,400	276,700	316,400	340,100	382,500	412,000	
65	234,100	277,800	317,800	340,700	382,900	412,200	
66	234,900	278,900	318,600	341,400	383,600		
67	235,700	280,000	319,400	342,100	384,300		
68	236,600	281,100	320,200	342,800	384,900		
69	237,300	282,200	320,800	343,500	385,300		
70	238,100	283,300	321,500	344,000	385,800		
71	238,800	284,400	322,300	344,700	386,300		
72	239,500	285,500	322,900	345,300	386,800		
73	240,200	286,400	323,600	345,600	387,400		
74	241,000	287,100	323,800	346,200	387,900		
75	241,800	287,600	324,400	346,700	388,500		
76	242,600	288,500	325,000	347,300	389,200		
77	243,200	289,300	325,600	347,800	389,700		
78	243,900	289,900	326,100	348,300	390,200		
79	244,500	290,500	326,600	348,800	390,700		
80	245,100	291,100	327,100	349,200	391,200		
81	245,500	291,800	327,800	349,500	391,500		
82	245,900	292,300	328,300	349,900	392,000		
83	246,300	292,700	328,700	350,300	392,400		
84	246,700	293,100	329,200	350,600	392,800		

85	247,100	293,300	329,700	351,100	393,200		
86		293,500	330,100	351,400			
87		293,800	330,300	351,700			
88		294,000	330,700	352,000			
89		294,400	331,100	352,400			
90		294,600	331,500	352,700			
91		294,800	331,900	353,100			
92		295,000	332,300	353,400			
93		295,400	332,600	353,800			
94		295,600	332,800	354,100			
95		295,800	333,300	354,400			
96		296,100	333,600	354,700			
97		296,500	333,800	355,000			
98		296,800	334,100	355,500			
99		297,000	334,400	355,900			
100		297,300	334,700	356,300			
101		297,600	334,900	356,800			
102		297,800	335,200	357,200			
103		298,000	335,600	357,600			
104		298,300	335,800	358,000			
105		298,600	335,900	358,500			
106			336,200				
107			336,600				
108			336,800				
109			337,000				
110			337,400				
111			337,800				
112			338,200				
113			338,400				
再任用 職員	187,900	214,600	246,800	260,400	286,100	327,500	369,800

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	161,300	189,300	238,600	262,000	288,200	333,600
	2	162,700	191,400	240,400	263,000	290,000	335,700
	3	164,200	193,600	242,200	263,900	291,900	337,900
	4	165,700	195,600	244,100	265,000	294,000	340,100
	5	167,200	197,700	245,500	266,000	295,800	342,300
	6	168,700	200,100	246,800	267,000	297,600	344,500
	7	170,200	202,400	248,000	267,800	299,600	346,700
	8	171,800	204,800	249,400	268,900	301,500	348,800
	9	173,100	207,200	250,500	270,000	303,400	350,600
	10	174,800	208,600	251,600	270,800	305,400	352,600
	11	176,500	210,100	252,500	272,100	307,200	354,500
	12	178,100	211,500	253,500	273,300	309,100	356,600
	13	179,600	212,900	254,900	274,600	310,900	358,600
	14	181,600	214,400	256,000	276,000	312,600	360,700
	15	183,700	216,000	256,800	277,300	314,400	362,900
	16	185,700	217,200	257,800	278,800	316,300	364,900
	17	188,000	218,600	258,700	280,200	318,200	366,900
	18	190,100	220,100	259,600	281,600	319,800	369,000
	19	192,200	221,700	260,700	283,000	321,500	371,100
	20	194,400	223,200	261,700	284,500	323,300	373,200
	21	196,500	224,600	262,600	286,100	324,800	374,900
	22	198,800	226,300	263,600	287,700	326,300	377,100
	23	201,000	228,100	264,600	289,300	328,000	379,200
	24	203,200	229,800	265,600	290,800	329,500	381,300
	25	205,300	231,200	266,900	292,100	331,200	383,300
	26	206,600	233,000	268,300	294,000	332,600	384,900
	27	207,900	234,700	269,500	295,800	334,200	386,800
	28	209,200	236,400	270,900	297,500	335,800	388,800
	29	210,500	238,100	272,300	299,100	337,200	390,600
	30	211,700	239,500	273,800	300,900	338,800	392,300
	31	213,000	240,800	275,400	302,500	340,200	394,300
	32	214,200	242,000	277,000	304,200	341,700	396,100
	33	215,600	243,300	278,600	305,800	343,300	397,800
	34	216,900	244,500	280,100	307,300	344,900	399,500
	35	218,200	245,400	281,400	308,900	346,500	401,400
	36	219,500	246,500	282,900	310,600	348,000	403,100
	37	220,900	247,600	284,500	312,100	349,800	404,700
	38	222,400	248,700	285,900	313,500	351,400	406,500
	39	223,800	249,700	287,400	315,100	352,900	408,300
	40	225,200	250,800	288,900	316,800	354,500	410,100

41	226,200	251,600	290,500	318,400	355,800	411,600
42	227,700	252,500	292,100	319,800	357,300	413,200
43	229,100	253,400	293,600	321,200	358,800	414,700
44	230,500	254,400	295,300	322,800	360,200	416,000
45	231,700	255,400	296,700	323,900	361,900	417,100
46	233,200	256,400	298,100	325,300	362,900	418,200
47	234,500	257,400	299,700	326,700	364,400	419,400
48	235,800	258,400	301,200	328,300	365,700	420,600
49	236,900	259,400	302,500	329,400	367,200	421,900
50	238,100	260,700	303,800	330,800	368,600	423,000
51	239,100	261,900	305,300	332,100	369,900	424,200
52	240,200	263,200	306,700	333,500	371,300	425,400
53	241,300	264,400	308,200	334,900	372,900	426,600
54	242,400	266,000	309,500	336,300	374,100	427,600
55	243,500	267,400	311,000	337,700	375,200	428,700
56	244,500	268,900	312,400	339,100	376,400	429,800
57	245,500	270,500	313,500	340,000	377,500	431,000
58	246,500	272,200	314,700	341,300	378,500	431,500
59	247,300	273,700	315,900	342,500	379,500	432,100
60	248,300	275,300	317,400	343,800	380,500	432,500
61	249,400	276,700	318,500	345,000	381,100	433,100
62	250,400	278,300	319,800	345,900	381,900	433,600
63	251,300	279,800	321,100	347,100	382,700	434,000
64	252,300	281,200	322,400	348,400	383,600	434,500
65	253,200	282,900	323,700	349,500	384,300	435,100
66	254,200	284,400	325,000	350,800	385,000	435,500
67	255,400	285,900	326,300	352,000	385,800	435,800
68	256,400	287,400	327,700	353,100	386,500	436,100
69	257,300	288,700	328,400	354,100	387,100	436,500
70	258,400	290,200	329,500	355,100	387,700	
71	259,600	291,700	330,600	356,300	388,400	
72	260,900	293,100	331,500	357,400	389,100	
73	262,300	294,400	332,800	358,200	389,800	
74	263,600	295,800	333,600	359,300	390,300	
75	264,900	297,200	334,700	360,400	390,900	
76	266,300	298,500	335,900	361,600	391,400	
77	267,300	300,100	337,000	362,300	391,800	
78	268,400	301,400	338,200	363,100	392,400	
79	269,700	302,600	339,400	363,900	392,900	
80	271,000	303,900	340,600	364,600	393,200	
81	272,200	304,700	341,700	365,200	393,500	
82	273,200	306,000	342,800	365,700	394,000	
83	274,300	307,100	343,800	366,300	394,500	
84	275,400	308,300	345,000	366,900	394,800	

85	276,300	309,400	345,900	367,500	395,100
86	277,300	310,700	346,900	368,000	395,600
87	278,400	311,900	347,800	368,600	396,100
88	279,500	313,000	348,800	369,100	396,500
89	280,500	314,300	349,900	369,500	396,800
90	281,400	315,500	350,700	369,900	397,200
91	282,400	316,800	351,500	370,500	397,700
92	283,500	318,000	352,300	371,000	398,100
93	284,500	318,800	352,900	371,300	398,500
94	285,500	319,500	353,500	371,800	
95	286,400	320,200	354,200	372,300	
96	287,400	320,800	354,800	372,600	
97	288,400	321,500	355,200	373,200	
98	289,200	321,900	355,700	373,700	
99	289,800	322,500	356,200	374,200	
100	290,700	323,200	356,600	374,700	
101	291,500	323,600	357,100	375,300	
102	292,300	324,200	357,500	375,800	
103	293,100	324,800	358,000	376,300	
104	294,000	325,400	358,400	376,700	
105	294,700	325,800	358,700	377,300	
106	295,200	326,300	359,200	377,900	
107	295,700	326,800	359,600	378,400	
108	296,200	327,400	359,900	378,900	
109	296,400	327,800	360,400	379,500	
110	296,700	328,200	361,000	379,900	
111	296,900	328,500	361,500	380,400	
112	297,300	328,800	362,000	380,900	
113	297,600	329,200	362,500	381,500	
114	297,800	329,600	363,000		
115	298,200	330,000	363,500		
116	298,500	330,300	363,900		
117	298,800	330,500	364,300		
118	299,100	330,800	364,700		
119	299,500	331,200	365,200		
120	299,900	331,400	365,700		
121	300,200	331,600	366,100		
122	300,600	331,900	366,700		
123	300,900	332,200	367,200		
124	301,300	332,500	367,700		
125	301,500	332,700	368,000		
126	301,700	333,100			
127	302,000	333,500			
128	302,400	333,700			

129	302,600	333,800				
130	302,900	334,100				
131	303,300	334,500				
132	303,700	334,700				
133	303,900	335,000				
134	304,200	335,400				
135	304,600	335,800				
136	305,000	336,200				
137	305,200	336,500				
138	305,500	336,900				
139	305,900	337,300				
140	306,200	337,700				
141	306,400	338,000				
142	306,800	338,400				
143	307,200	338,800				
144	307,500	339,200				
145	307,600	339,500				
146	307,900	339,900				
147	308,200	340,300				
148	308,600	340,700				
149	308,800	341,000				
150	309,000	341,400				
151	309,300	341,800				
152	309,600	342,200				
153	310,000	342,500				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,800					
157	311,100					
158	311,400					
159	311,700					
160	312,000					
161	312,400					
162	312,700					
163	313,000					
164	313,300					
165	313,700					
166	314,000					
167	314,300					
168	314,600					
169	315,000					
再任用 職員	234,300	258,900	266,200	276,500	293,100	330,300

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	156,400	201,500	262,900	333,200	422,500
	2	157,900	203,200	265,400	335,400	424,300
	3	159,500	204,900	267,800	337,700	426,200
	4	161,000	206,600	270,200	340,000	427,900
	5	162,700	208,400	272,900	342,300	429,400
	6	164,600	210,200	275,300	344,600	431,000
	7	166,500	211,900	277,600	346,900	432,900
	8	168,300	213,500	279,800	349,200	434,800
	9	170,100	215,300	282,200	351,300	436,600
	10	172,300	217,300	284,600	353,400	438,500
	11	174,300	219,200	287,000	355,700	440,400
	12	176,400	221,200	289,400	357,800	442,200
	13	178,400	222,900	291,800	360,000	444,000
	14	180,600	224,900	294,000	362,100	445,900
	15	182,900	227,000	296,000	364,100	447,700
	16	185,100	229,000	298,000	366,100	449,700
	17	187,500	230,900	300,300	368,100	451,400
	18	190,100	233,700	302,900	370,000	453,200
	19	192,600	236,400	305,500	372,100	455,000
	20	195,200	239,200	308,200	374,100	456,900
	21	197,700	241,800	310,800	375,900	458,500
	22	199,500	244,700	313,400	377,900	460,200
	23	201,200	247,300	315,800	379,800	462,200
	24	202,900	250,100	318,600	381,700	463,900
	25	204,500	252,600	321,200	383,300	465,600
	26	206,200	255,200	323,600	385,100	467,200
	27	207,900	257,700	326,000	386,900	468,900
	28	209,500	260,200	328,400	388,900	470,400
	29	211,100	262,900	330,700	390,800	471,900
	30	212,800	265,300	332,700	392,700	473,200
	31	214,500	267,600	335,000	394,700	474,600
	32	216,300	269,800	337,200	396,700	475,900
	33	217,900	272,100	339,400	398,400	477,100
	34	219,700	274,300	341,600	400,200	477,800
	35	221,600	276,500	343,800	401,800	478,500
	36	223,400	278,700	346,000	403,600	479,200
	37	225,000	281,000	348,200	404,800	479,800
	38	226,900	283,100	350,400	406,400	
	39	228,700	285,100	352,600	407,800	
	40	230,500	287,100	354,700	409,200	

41	232,300	289,100	356,900	410,900
42	234,000	291,600	359,000	412,400
43	235,600	294,000	361,100	413,700
44	237,200	296,500	363,200	415,200
45	238,900	298,700	365,200	416,900
46	240,300	301,300	367,300	418,200
47	241,600	303,700	369,300	419,700
48	242,900	306,500	371,300	421,300
49	244,500	308,900	373,200	423,100
50	246,000	311,400	375,000	424,500
51	247,200	313,900	376,900	426,100
52	248,700	316,400	379,000	427,600
53	250,100	318,800	380,900	429,400
54	251,300	321,000	382,700	430,900
55	252,700	323,200	384,600	432,500
56	253,900	325,400	386,300	434,200
57	255,300	327,800	387,800	435,700
58	256,400	329,900	389,500	437,200
59	257,600	332,100	391,200	438,400
60	258,800	334,200	392,900	439,700
61	260,200	336,400	394,100	440,900
62	261,600	338,600	395,600	442,200
63	263,000	340,800	397,000	443,500
64	264,200	343,000	398,300	444,700
65	265,600	345,000	399,700	446,000
66	267,200	347,200	401,000	447,200
67	268,800	349,300	402,400	448,400
68	270,500	351,600	403,800	449,600
69	272,100	353,600	405,100	450,900
70	273,500	355,600	406,500	452,100
71	274,900	357,700	407,900	453,300
72	276,400	359,700	409,200	454,500
73	277,600	361,600	410,500	455,600
74	279,000	363,500	412,000	456,300
75	280,400	365,300	413,400	456,800
76	281,700	367,300	414,700	457,300
77	283,200	369,200	415,900	457,800
78	284,400	370,900	417,200	
79	285,600	372,700	418,500	
80	286,800	374,300	419,900	
81	288,000	375,800	421,200	
82	289,300	377,300	422,500	
83	290,500	378,900	423,500	
84	291,700	380,300	424,700	



85	292,900	381,400	425,900
86	294,100	382,800	427,100
87	295,300	384,300	428,400
88	296,500	385,600	429,400
89	297,700	386,900	430,500
90	298,800	388,200	431,500
91	300,100	389,500	432,500
92	301,300	390,800	433,500
93	302,100	392,100	434,500
94	303,100	393,200	435,300
95	304,200	394,600	436,100
96	305,500	395,800	436,900
97	306,500	397,200	437,700
98	307,600	398,200	438,100
99	308,600	399,300	438,500
100	309,700	400,400	438,900
101	310,700	401,300	439,400
102	311,800	402,300	439,700
103	312,900	403,400	440,000
104	313,900	404,500	440,300
105	314,500	405,200	440,600
106	315,400	406,200	440,900
107	316,300	407,100	441,200
108	317,100	408,000	441,400
109	318,000	408,800	441,600
110	318,400	409,700	
111	318,800	410,500	
112	319,300	411,400	
113	319,900	412,000	
114	320,300	412,700	
115	320,800	413,400	
116	321,300	414,100	
117	322,000	414,700	
118	322,500	415,200	
119	322,900	415,600	
120	323,400	416,000	
121	323,900	416,400	
122	324,300	416,700	
123	324,800	417,100	
124	325,300	417,300	
125	325,900	417,500	
126	326,200	417,800	
127	326,500	418,100	
128	326,800	418,300	

129	327,000	418,500			
130	327,400	418,800			
131	327,700	419,100			
132	328,000	419,300			
133	328,200	419,500			
134	328,400	419,800			
135	328,600	420,100			
136	328,900	420,300			
137	329,200	420,500			
138	329,400				
139	329,700				
140	330,000				
141	330,200				
142	330,400				
143	330,700				
144	330,900				
145	331,200				
146	331,400				
147	331,700				
148	332,000				
149	332,200				
150	332,400				
151	332,700				
152	333,100				
153	333,300				
再任用 職員	235,100	278,100	307,300	335,900	420,800

- 備考 (1) この表は、次に掲げる者に適用する。
- ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手
  - イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	156,400	172,600	262,900	292,500	412,200
	2	157,900	174,700	265,400	295,200	413,700
	3	159,500	176,900	267,800	298,100	415,200
	4	161,000	179,100	270,200	300,800	416,700
	5	162,700	181,100	272,900	303,300	418,100
	6	164,600	183,400	275,300	305,800	419,600
	7	166,500	185,600	277,600	308,200	421,100
	8	168,300	187,900	279,800	310,700	422,700
	9	170,100	190,200	282,200	313,200	424,100
	10	172,300	193,100	284,600	315,900	425,600
	11	174,300	195,800	287,000	318,700	427,000
	12	176,400	198,500	289,400	321,600	428,300
	13	178,400	201,500	291,800	324,300	429,600
	14	180,600	203,200	294,000	326,300	431,100
	15	182,900	204,900	296,000	328,500	432,500
	16	185,100	206,600	298,000	330,800	433,900
	17	187,500	208,400	300,300	333,200	435,100
	18	190,100	210,200	302,900	335,400	436,400
	19	192,600	211,900	305,500	337,700	437,700
	20	195,200	213,500	308,200	340,000	439,000
	21	197,700	215,300	310,800	342,300	440,100
	22	199,500	217,300	313,400	344,600	441,300
	23	201,200	219,200	315,800	346,900	442,600
	24	202,900	221,200	318,600	349,200	444,000
	25	204,500	222,900	321,200	351,300	445,300
	26	206,100	224,900	323,600	353,100	446,500
	27	207,700	227,000	326,000	355,000	447,500
	28	209,200	229,000	328,400	357,000	448,600
	29	211,000	230,900	330,700	358,900	449,900
	30	212,700	233,700	332,700	360,700	450,700
	31	214,400	236,400	335,000	362,500	451,500
	32	216,200	239,200	337,200	364,400	452,400
	33	217,700	241,800	339,400	366,100	453,300
	34	219,400	244,700	341,500	367,900	453,800
	35	221,200	247,300	343,600	369,600	454,300
	36	222,900	250,100	345,700	371,400	454,800
	37	224,400	252,600	347,800	373,400	455,300
	38	226,100	255,200	349,800	374,900	
	39	227,900	257,700	351,800	376,500	
	40	229,600	260,200	353,700	378,200	

41	231,200	262,900	355,700	379,500
42	233,000	265,300	357,500	380,900
43	234,600	267,600	359,300	382,300
44	236,200	269,800	361,100	383,900
45	238,000	272,100	362,900	385,400
46	239,500	274,300	364,600	387,000
47	240,900	276,500	366,200	388,600
48	242,300	278,700	367,900	390,200
49	243,800	281,000	369,300	391,600
50	245,200	283,100	370,800	393,100
51	246,700	285,100	372,500	394,700
52	247,900	287,100	374,100	396,100
53	249,200	289,100	375,600	397,300
54	250,600	291,600	377,100	398,600
55	251,900	294,000	378,700	399,700
56	253,100	296,500	380,200	400,900
57	254,400	298,700	381,700	402,300
58	255,700	301,300	383,100	403,500
59	256,800	303,700	384,600	404,700
60	258,000	306,500	385,900	406,100
61	259,400	308,900	386,800	407,300
62	260,800	311,400	388,000	408,300
63	262,000	313,900	389,300	409,700
64	263,000	316,400	390,400	411,000
65	264,000	318,800	391,300	412,300
66	265,400	321,000	392,500	413,400
67	267,000	323,200	393,500	414,600
68	268,500	325,400	394,700	415,700
69	270,100	327,800	395,900	416,700
70	271,700	329,900	396,900	418,000
71	273,200	332,100	398,000	419,200
72	274,700	334,200	399,200	420,400
73	275,900	336,400	400,300	421,000
74	277,200	338,600	401,400	421,800
75	278,500	340,800	402,500	422,600
76	279,800	343,000	403,600	423,100
77	281,200	344,900	404,500	423,400
78	282,300	346,800	405,400	423,800
79	283,600	348,700	406,500	424,200
80	284,800	350,600	407,500	424,600
81	286,100	352,400	408,300	424,900
82	287,000	354,200	409,100	425,300
83	288,300	356,000	409,800	425,700
84	289,500	357,800	410,600	426,000

85	290,500	359,200	411,400	426,300
86	291,400	360,900	412,200	426,700
87	292,400	362,400	412,900	427,100
88	293,400	363,900	413,600	427,400
89	294,600	365,300	414,200	427,700
90	295,500	366,700	414,900	428,100
91	296,400	368,100	415,400	428,400
92	297,300	369,500	416,100	428,600
93	297,800	371,000	416,500	428,800
94	298,500	372,400	417,000	
95	299,200	373,700	417,300	
96	300,100	374,900	417,600	
97	300,900	375,900	417,900	
98	301,700	376,900	418,200	
99	302,500	378,000	418,500	
100	303,200	379,000	418,700	
101	304,100	379,900	418,900	
102	304,600	380,900	419,200	
103	305,200	381,900	419,500	
104	305,700	382,900	419,700	
105	305,900	383,800	419,900	
106	306,300	384,700	420,200	
107	306,600	385,600	420,500	
108	306,800	386,600	420,700	
109	307,000	387,400	420,900	
110	307,200	388,400		
111	307,500	389,500		
112	307,800	390,500		
113	308,000	391,100		
114	308,200	392,000		
115	308,400	392,900		
116	308,700	393,800		
117	309,000	394,700		
118	309,300	395,400		
119	309,600	396,200		
120	309,900	397,000		
121	310,000	397,600		
122	310,200	398,400		
123	310,600	399,100		
124	310,900	399,800		
125	311,100	400,500		
126		401,200		
127		401,700		
128		402,300		

129			403,000			
130			403,600			
131			404,100			
132			404,600			
133			404,900			
134			405,200			
135			405,500			
136			405,900			
137			406,200			
138			406,500			
139			406,800			
140			407,100			
141			407,400			
142			407,700			
143			408,000			
144			408,300			
145			408,500			
146			408,800			
147			409,100			
148			409,300			
149			409,500			
再任用 職員		226,300	274,900	302,300	329,100	410,700

- 備考 (1) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第 2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	378,000
2	426,000
3	479,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	843,000

## 別記第 3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

### 第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	400,000
2	461,000
3	523,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

### 第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	333,000
2	370,000
3	398,000

